

人右は今般蝦夷地一體上地被仰出候に付御旗本御家人の内、風寒暑濕を厭はず、山野を跋渉し、骨骸を固め、文武の修練心懸候者共相願候へば、元身分に應じ、在住被仰付候間、名前早々取調べ可申聞候、且万石以上以下の家來主人見込の者も有之候は、是又被差遣候間、書面の者共、何れも荒地開發、野馬牧牛の養を始として、食料藥用に充べき生類育方、金銀銅鐵鉛山田畑巨材薪柴伐出し、草木類植付石炭堀取器具製作採藥鯨漁、何に寄す出產相成候類、並港付等の場所へ休泊所茶店取立度存候者は、望に任せ被差遣候尤も其品に應じ、御手當をも可被下、猶又御國益にも相成り、格別出精の廉顯れ候者は、篤と事實相糺し、士人の身分に御取立、農工商の輩は、地所家宅等相渡し、其上御賞賜御手當等も有之候條、右之趣相心得、有志の者は其筋迄可願出候、猶委細の儀は箱館奉行へ可承合候、

〔嘉永明治年間錄〕安政六年九月二十七日、蝦夷地開拓守衛ヲ、奥羽兩國ノ諸侯ニ命ズ、

松平肥後守

蝦夷地開發守衛の儀、當節の時勢專要の事に付、別段の譯を以て、蝦夷地の内割合領分被成下候、松平陸奥守、佐竹右京大夫、酒井左衛門尉、同様被仰付候間、諸事申談じ、一同入精專開發等、格別行届候様可被取計候、内海御警衛の儀は、御免被成候、且又南部美濃守、津輕土佐守持場の儀は、只今迄の通り相心得、陣屋有之場所にて、相應の地所被下候間、是又申談じ、一同入精相勵可申旨被仰出之候、

松平陸奥守

同文言、松平肥後守、佐竹右京大夫、酒井左衛門尉へも同様被仰付候間、右同斷可被取計候、尤も函館表松前地へ警衛向の儀は、是迄の通可被相心得候、且又南部美濃守、津輕土佐守持場の儀は、右同文言略之、